令和５年２月１日
福島さくら農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

農業の振興と地域社会への貢献～「緑の輝き」「地域の輝き」～
より身近に、より信頼されるＪＡづくりの実践
わたしたちは、地域の農業を振興し、
ふるさとのかけがえのない自然を守り、
健康で心豊かなくらしづくりを応援します。
そして、愛される信頼されるＪＡを目指して、誠実に、着実に歩みます。

福島さくら農業協同組合では、この理念のもと、2017 年３月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するために以下の取組方針を制定しました。

今後、本方針に基づく取組状況を定期的に公表するとともに、よりお客様本位の業務運営を実現するため、本方針を必要に応じて見直してまいります。

１.お客さまへの最適な商品提供

（１）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則２本文および（注）、原則３（注）、原則６本文および（注２、３）】

≪アクションプラン≫

①長期安定的な資産形成・運用に資する商品ラインアップ（ＪＡバンクセレクトファンド）としております。商品に際しては、特定の投資信託委託会社の商品に偏らないようにする中で、全体の商品数を抑えながら、長期運用に適した商品でありかつ手数料等が著しく高くないものを選定しています。

２.お客さま本位のご提案と情報提供

（１）お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案致します。【原則２本文および（注）、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、２、４、５）】

≪アクションプラン≫
①スタイル診断シートを活用し、お客さまと対話を行い、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせ、ＪＡバンクセレクトファンドの中から、お一人お一人に合った商品を提案いたします。
②お客さまの、資産形成・資産運用のサポートを行うため、タイムリーに時価情報等を把握することができる「ＪＡバンクアプリ」のご案内や、投資判断に必要な情報を随時ご提供いたします。
③お客さまと「お金にまつわる総合的な相談相手」としての関係を築くべく、ニーズにより、老後の備えの一つとしてNISAやiDeCoをご提案することもあります。

（２）お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則４、原則５本文および（注１～５、原則６本文および（注１、２、４、５）】

≪アクションプラン≫
①資産運用ガイダンスを用いてお客さまのニーズ発掘を行い、資産運用スタイル診断シートでご希望される運用スタイルを確認、セレクトファンドマップから個別商品の絞り込みまで、お客さまと一緒に行います。
②「重要情報シート（金融事業者編）・（個別商品編）」等を活用し、お客さまの視点に立ちわかりやすく説明いたします。
③アフターフォロー時は、「月刊マーケットレター」や「各種報告書類の見方」などを活用し、お客さまに分かりやすい丁寧な説明を行います。

（３）お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則４、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、２、４、５）】

≪アクションプラン≫
お客さまからいただく手数料や報酬については、ご契約締結前に書面にて提示し、わかりやすく説明いたします。

３.利益相反の適切な管理
（１）お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則３本文および（注）】

≪アクションプラン≫
　当組合では、特に利益相反が生じやすい場面でも、重要情報シート等を活用し、商品間の比較

検討を行いやすい仕組みとしております。また、月次・年次の定期モニタリングにより適切な管理を行っております。

４.お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（１）研修による指導や資格取得の推進を通じて、高度な専門性を有し、誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則２本文および（注)、原則６（注 5)、原則７本文および（注)】

≪アクションプラン≫

ＪＡバンクではＷｅｂで視聴できる研修動画コンテンツを備えており、動画視聴による各職員の知識習得やスキルアップを通じて、提案力強化を行います。また、取引内容にかかる支店での毎月の自主点検や、取引にかかるモニタリングを実施し、お客さま本位の業務運営を確立するための態勢を整えています。

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021 年１月改訂）との対応を示しています。

制定　平成 30 年　3 月 30 日
改正　令和　3 年 12 月　1 日
改正　令和　5 年　2 月　1 日